

17消安第1187号
平成17年5月6日

内閣府食品安全委員会事務局評価課長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

食品安全委員会プリオン専門調査会（第24回）への資料の提出について

食品安全委員会プリオン専門調査会（第24回）における「肉骨粉の焼却灰及び炭化物、並びに蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすの肥料利用について」の検討に当たって、下記資料を提出します。

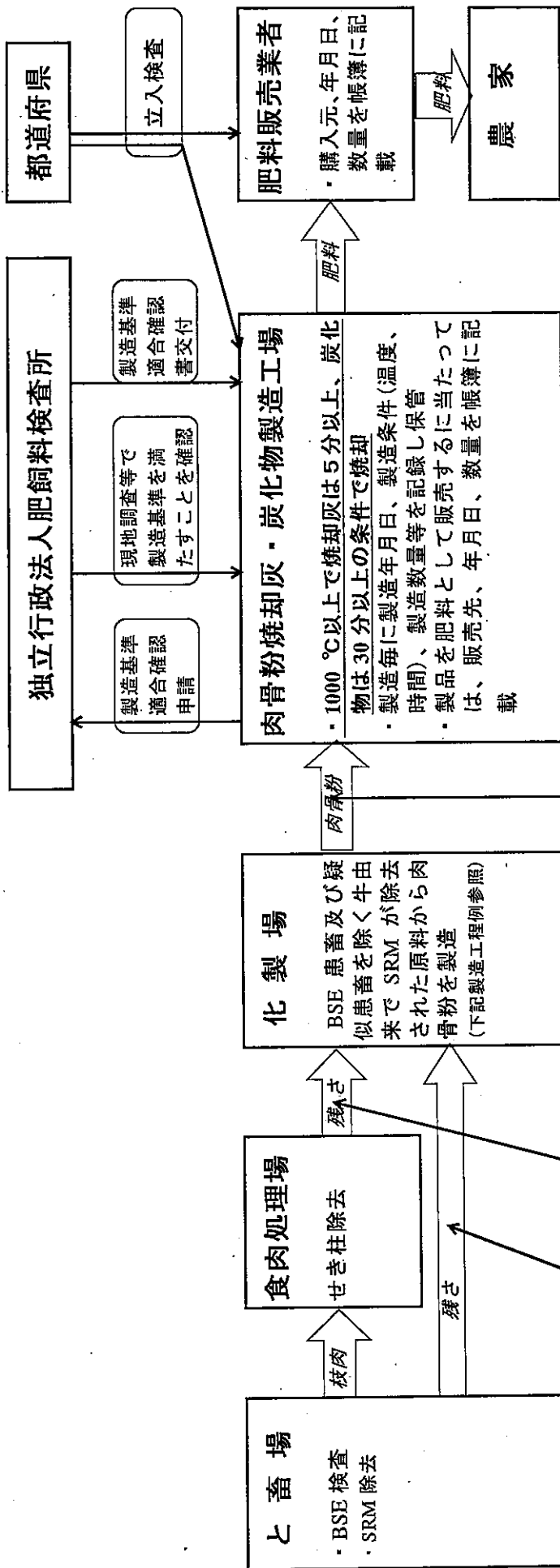
記

- (資料1) 肉骨粉の焼却灰及び炭化物の製造条件について
- (資料2) 肉骨粉炭化物のアミノ酸残留に関する分析試験成績書（非公開）
- (資料3-1) 肥料用の肉骨粉焼却灰及び炭化物の製造・流通の流れ及びその安全管理対策（案）
- (資料3-2) 肥料用のにかわかすの製造・流通の流れ及びその安全管理対策（案）
- (資料4) 肉骨粉の焼却条件等の監視状況の例
- (資料5) 輸入牛肉等の安全確保について

肥料用の肉骨粉の焼却灰及び炭化物の製造条件について

	原料	処理条件	解除の根拠等
<u>肉骨粉焼却灰</u>	BSE 患畜及び疑似患畜を除く牛由来で、SRM が除かれた食肉製造段階での処理残さ等を原料とする肉骨粉	1000 °C 以上、5 分以上で炭化処理	1000 °C、5 分の加熱処理でスクレイピーの感染性が消失したとする文献
<u>肉骨粉炭化物</u>	BSE 患畜及び疑似患畜を除く牛由来で、SRM が除かれた食肉製造段階での処理残さ等を原料とする肉骨粉	1000 °C 以上、30 分以上で炭化処理	1000 °C、5 分の加熱処理でスクレイピーの感染性が消失したとする文献 800 °C、30 分の炭化処理で、炭化物中のアミノ酸が検出限界以下になつた分析データ

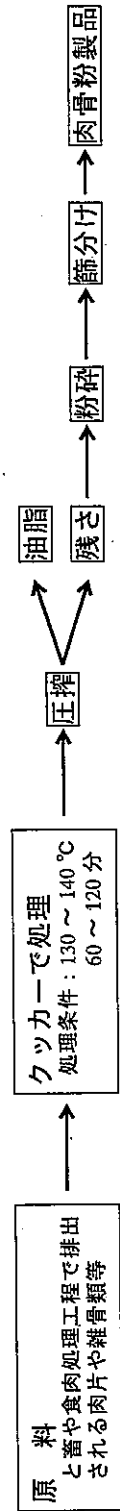
肥料用の肉骨粉焼却灰及び炭化物の製造・流通の流れ及びその安全管理対策(案)



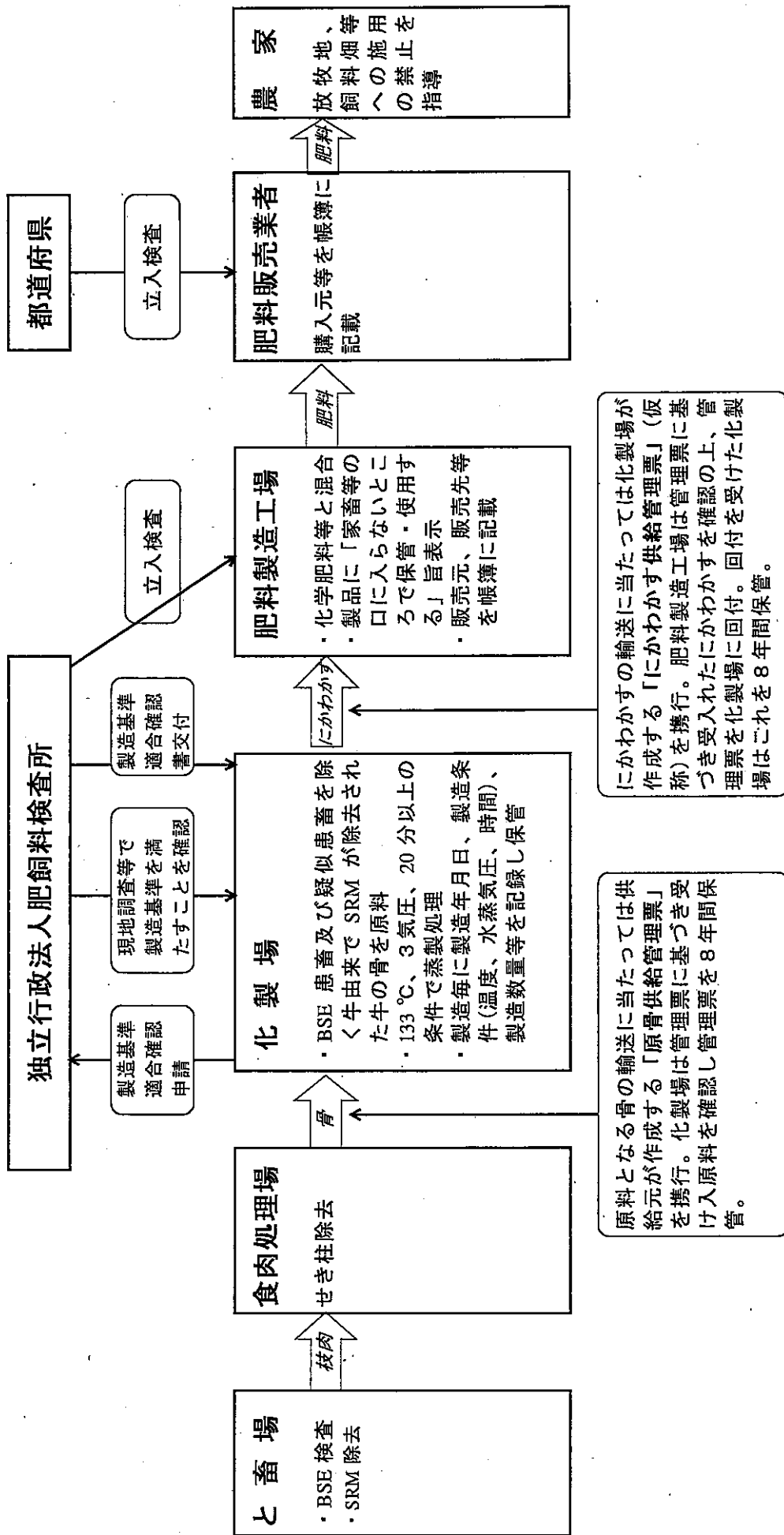
肉骨粉の輸送に当たっては供給元が作成する「肉骨粉供給管理票」(仮称)を携行。焼却灰等製造工場は管理票に基づき受け入れた肉骨粉を確認し管理票を8年間保管。

肉骨粉原料の輸送に当たっては供給元が作成する「牛由来残さ供給管理票」(仮称)を携行。化製場は管理票に基づき受け入れ原料を確認し管理票を8年間保管。

(参考) 肉骨粉製造工程の例

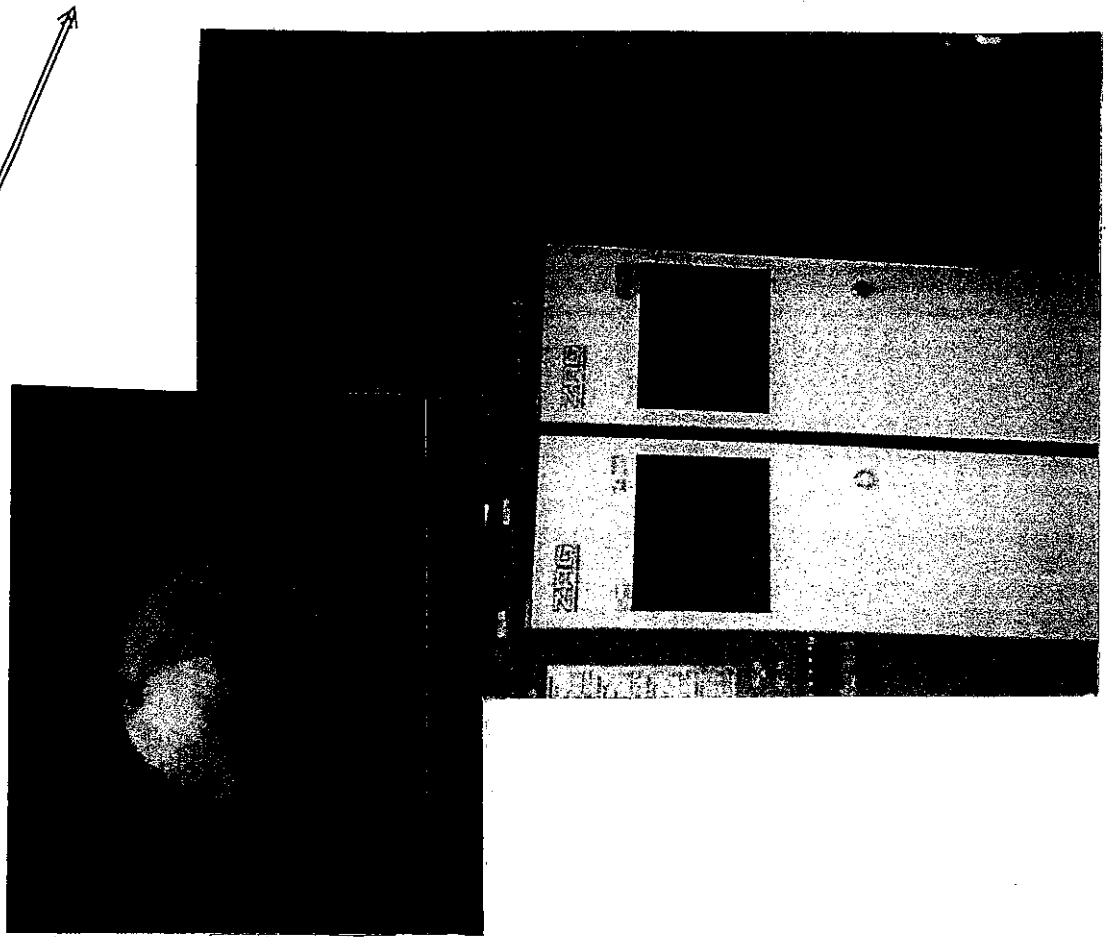


肥料用にかわかず(蒸製骨粉の製造過程で生じるもの)の製造・流通の流れ及びその安全管理対策(案)

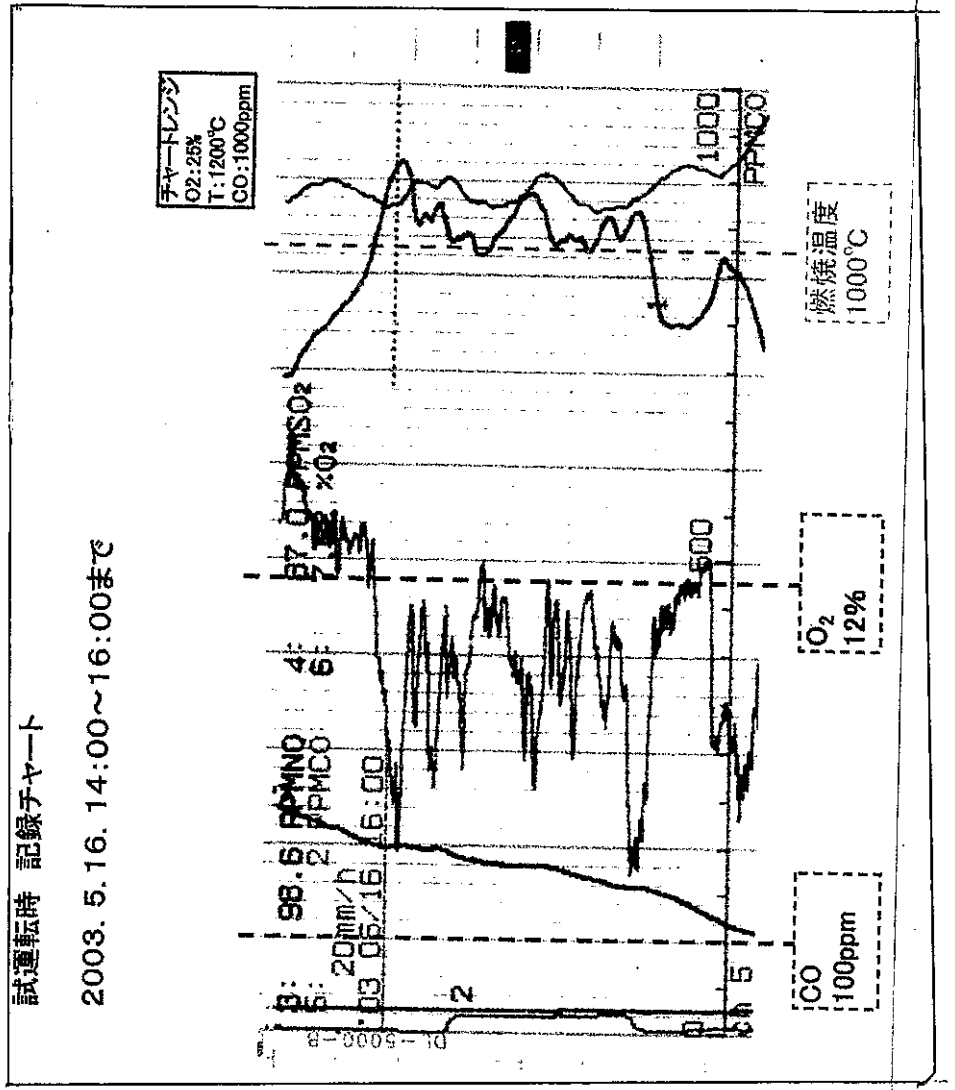


焼却条件等の監視状況の例(肉骨粉等焼却灰)

焼却炉の内部の状況をセンサーで計測
(温度は炉壁と、炉心の2か所で計測)



計測結果を連続的に記録





16消安第4012号

平成16年8月11日

動物検疫所長 殿

衛生管理課長

牛の頭部等の輸入自粛要請について

今般、厚生労働省は、別紙のとおり、BSE未発生国で、万が一BSEが発生した際の混乱を未然に防止する必要性から、牛の頭部等の輸入について、これを控えるよう輸入業者への指導を行いました。

については、厚生労働省による輸入自粛指導を踏まえ、BSEの国内侵入を防止する観点から、肉骨粉等動物性加工たん白の取扱いに準じた措置として、すべての国（BSE発生国として既に輸入停止措置が講じられている国を除く。）からの牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）、せき髄、回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）及びせき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）の輸入（飼料用及び肥料用並びに飼料・肥料の原料用のものに限る。）については、これを控えるよう、輸入業者への指導方よろしくお願ひします。

(別紙)



食安監発第 0730003 号

平成 16 年 7 月 30 日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長

(公 印 省 略)

輸入牛肉等の安全確保について

BSE発生国等から輸入される牛肉等については、平成13年2月15日付け食監発第18号及び平成15年12月26日付け食安監発第1226001号により取り扱っているところです。

しかしながら、従来、BSE発生リスクが低いとされていた国々において、次々にBSEが発生する最近の状況を踏まえると、現在BSE未発生である国において万が一BSEが発生した際の混乱を未然に防止する必要があります。

については、すべての国からの牛の頭部（舌及び頬肉を除く。）、せき髄、回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）及びせき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）の輸入については、これを控えるよう輸入業者への指導方よろしくお願いします。